

平成 2 2 年 度
有 害 図 書 類 区 分 陳 列 等 調 査 結 果 集 計

平成 2 3 年 6 月

神奈川 県 民 局 青 少 年 部 青 少 年 課

目次

平成22年度「有害図書類区分陳列等調査」について

1	調査結果集計期間	1
2	調査対象	1
3	調査実施者	1
4	調査方法	1
5	調査内容	1
6	調査結果の概要	2
(参考)	報告書中の表記について	3

調査結果（平成22年度通年）

1	調査実施店舗数	4
2	有害図書類販売の有無	5
3	有害図書類の区分陳列方法	6
4	18歳未満者への販売や閲覧禁止の表示	8
5	サンプルディスプレイの状況	9

集計表

平成22年度調査結果（通年）	10
----------------	----

平成22年度「有害図書類区分陳列等調査」のあらまし	14
---------------------------	----

平成22年度「有害図書類区分陳列等調査」について

1 調査結果集計期間

平成22年7月1日から平成23年3月31日まで

2 調査対象

県内全域の書店、古書店等

3 調査実施者

県内各地域で、青少年の健全育成、社会環境健全化に取り組まれておられる青少年指導員、青少年育成推進員等（以下「青少年指導員等」という。）の方々の中から、各市町村がそれぞれの取組状況に応じて調査の協力を依頼した方。

4 調査方法

別途配付した「対象店舗一覧」を参考に、各市町村が調査対象店舗として選定した店舗に、青少年指導員等が訪問し調査を実施した。

5 調査内容

- (1) 有害図書類販売の有無及び包装方法
- (2) 有害図書類の区分陳列方法
- (3) 18歳未満者への販売や閲覧禁止の表示
- (4) サンプルディスプレイの状況

6 調査結果の概要

(1) 調査実施店舗数

・調査実施店舗数は537店であり、業種別では書店62.9%(338店)、古書店32.8%(176店)、その他4.3%(23店)である。

(2) 有害図書類販売の有無

・調査実施店舗数537店のうち、有害図書類を取り扱っている店舗は64.1%(344店)で、前年度(70.6%)と比較し、減少している。

(3) 有害図書類の区分陳列方法

・有害図書類取扱店344店のうち、区分陳列を実施している店舗は79.9%(275店)である(前年度75.5%)。

・区分陳列を実施している店舗275店の区分陳列方法は、10cm以上張り出した仕切り板によるものが48.7%(134店)、間仕切り等によるものが34.5%(95店)、60cm以上離れた棚によるものが17.8%(49店)、カウンターの上や内側によるものが10.9%(30店)であった。

(4) 18歳未満者への販売や閲覧禁止の表示

・有害図書類取扱店344店のうち、18歳未満者への販売や閲覧禁止の表示を実施している店舗は84.6%(291店)である(前年度85.1%)。

(5) 有害図書類サンプルディスプレイの状況

・有害図書類のサンプルディスプレイをしていない店舗は、有害図書類取扱店344店中94.8%(326店)である(前年度94.6%)。

(参考) 報告書中の表記について

- ・本調査において、「有害図書類」とは、「2か所のシール止め」、「ひも掛け」等により容易に閲覧できない状態で陳列されている図書類をいう。
- ・結果数値は、特に断りのない限り小数点以下第2位で四捨五入しているため、回答比率の合計が100%に一致しないことがある。
- ・複数回答の設問については、回答比率の合計は通常100%を超える。
- ・前年度の数値を参考に記述しているが、母集団数は当年度と同一ではない。

調査結果（平成22年度通年）

1 調査実施店舗数

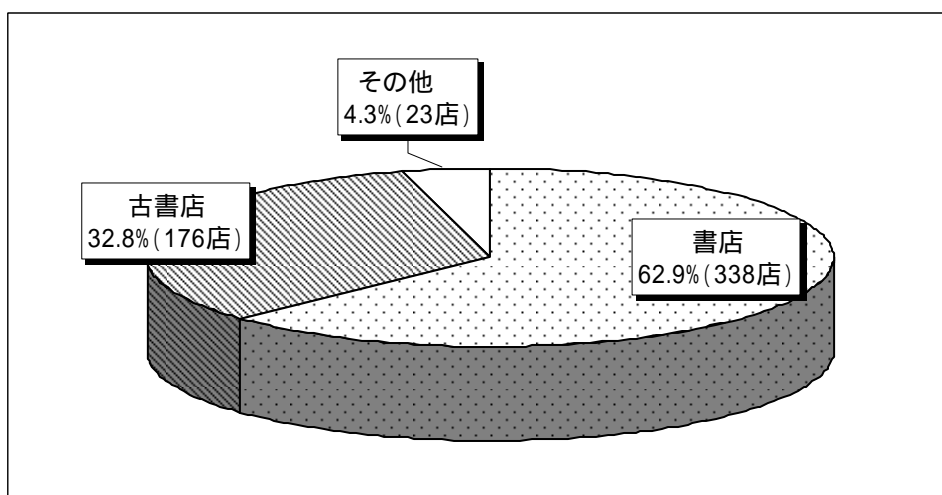
調査実施店舗数は537店であり、地域別・業種別の店舗数は次のとおりである。

図表1-1 地域別調査実施店舗数 (店)

地域 期間	横浜	川崎	横須賀 三浦	県央	湘南	足柄上	西湘	合計
H22.7.1 ～ H22.9.30	159	41	34	38	133	7	26	438
H22.10.1 ～ H23.3.31	0	63	0	36	0	0	0	99
計	159	104	34	74	133	7	26	537

図表1-2 業種別調査実施店舗数

n=537



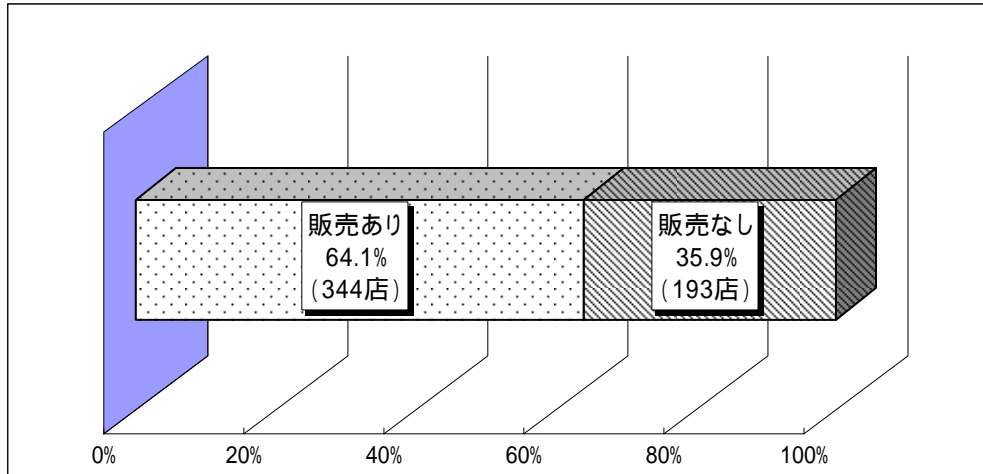
「その他」とは、書籍の取扱いのあるゲーム販売店等である。

2 有害図書類販売の有無

調査実施店舗数 537 店のうち、64.1% (344 店) で有害図書類を販売していた。

図表 2 有害図書類販売の有無

n=537



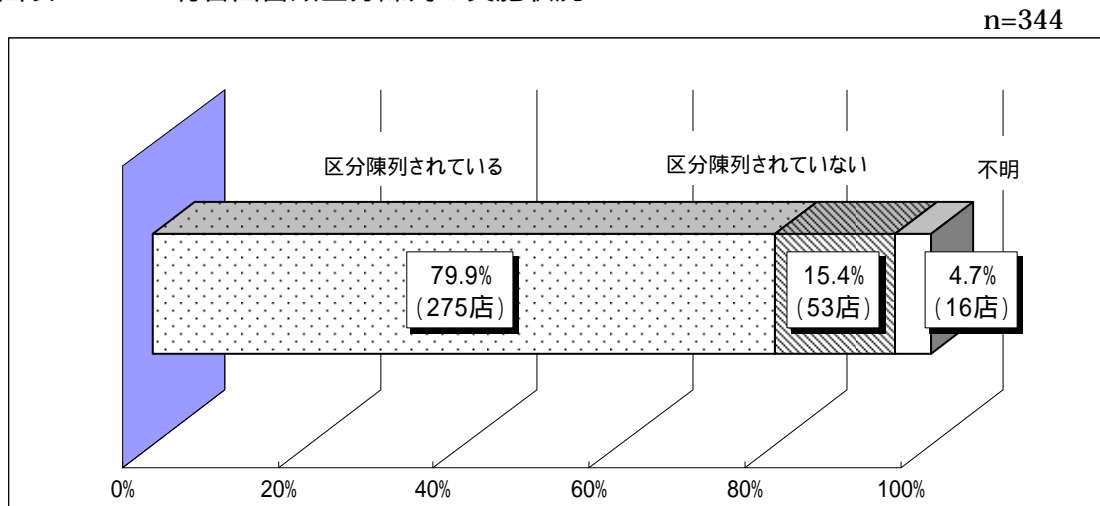
3 有害図書類の区分陳列方法

(1) 有害図書類区分陳列の実施状況

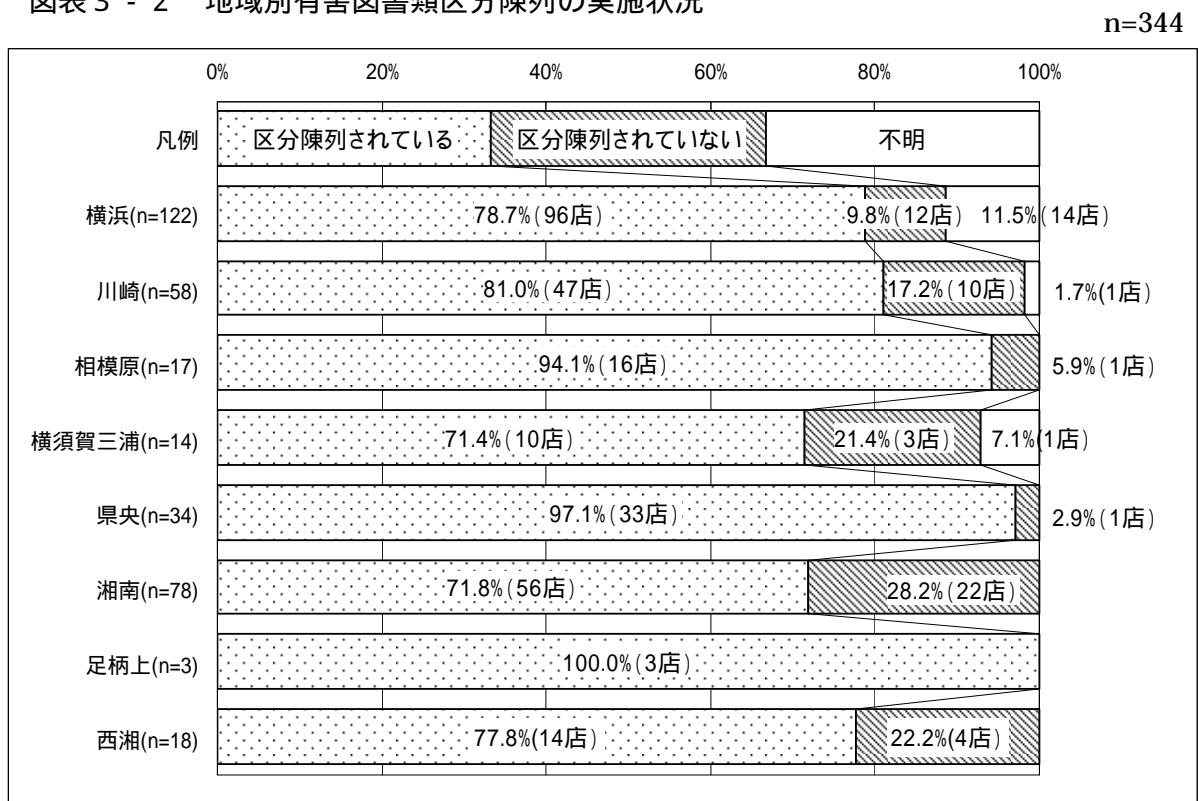
有害図書類取扱店 344 店のうち、区分陳列を実施している店舗は 79.9% (275 店) であった (前年度 75.5%)。

また、「区分陳列されていない」店舗は 15.4% (53 店) である。

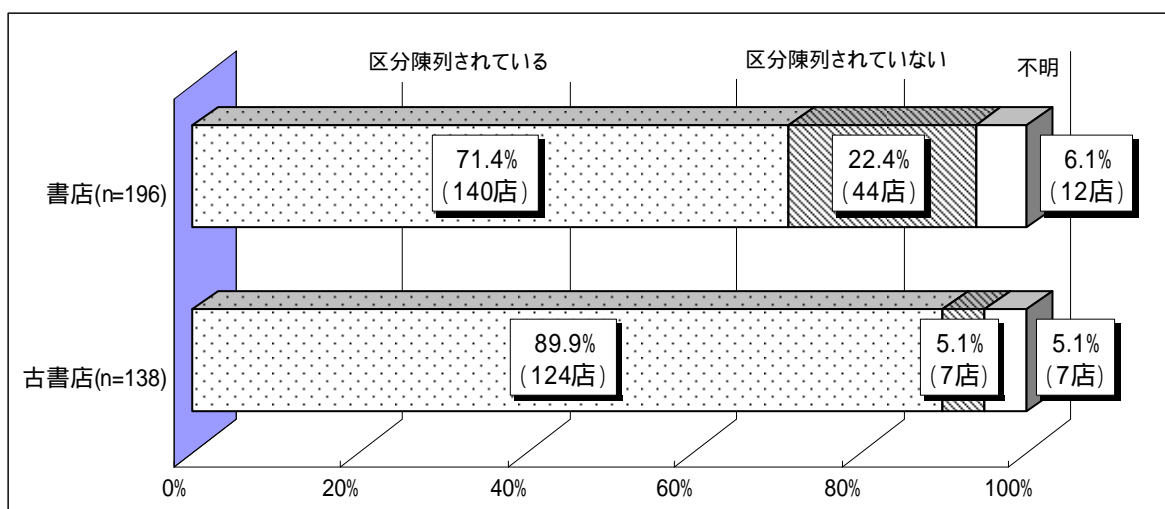
図表 3 - 1 有害図書類区分陳列の実施状況



図表 3 - 2 地域別有害図書類区分陳列の実施状況



図表 3 - 3 業種別有害図書類区分陳列の実施状況



有害図書類を取り扱っている書店は調査実施店舗 338 店のうち 58.0% (196 店)、古書店は 176 店のうち 78.4% (138 店) であった。

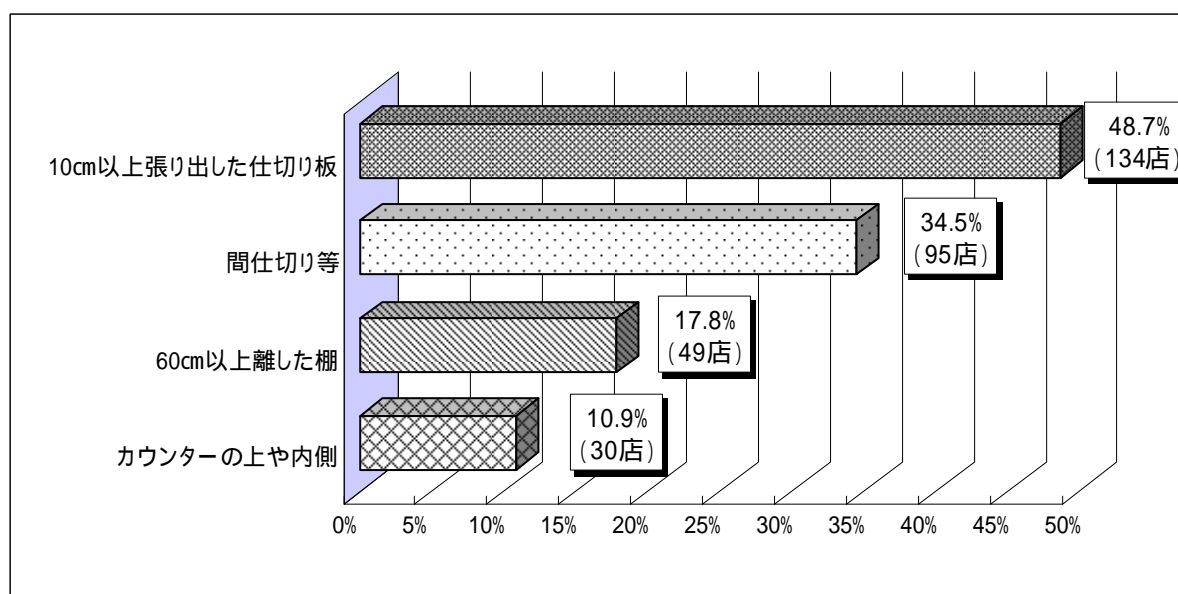
前年度の有害図書類の区分陳列実施率は、書店で 67.5%、古書店で 86.0% であった。

(2) 有害図書類区分陳列の実施方法

有害図書類の区分陳列を実施している店舗 275 店の区分陳列の方法は、10cm 以上張り出した仕切り板によるものが 48.7% (134 店)、間仕切り等によるものが 34.5% (95 店)、60cm 以上離れた棚によるものが 17.8% (49 店)、カウンターの上や内側によるものが 10.9% (30 店) であった。

図表 3 - 4 有害図書類の区分陳列方法 (複数回答)

n=275

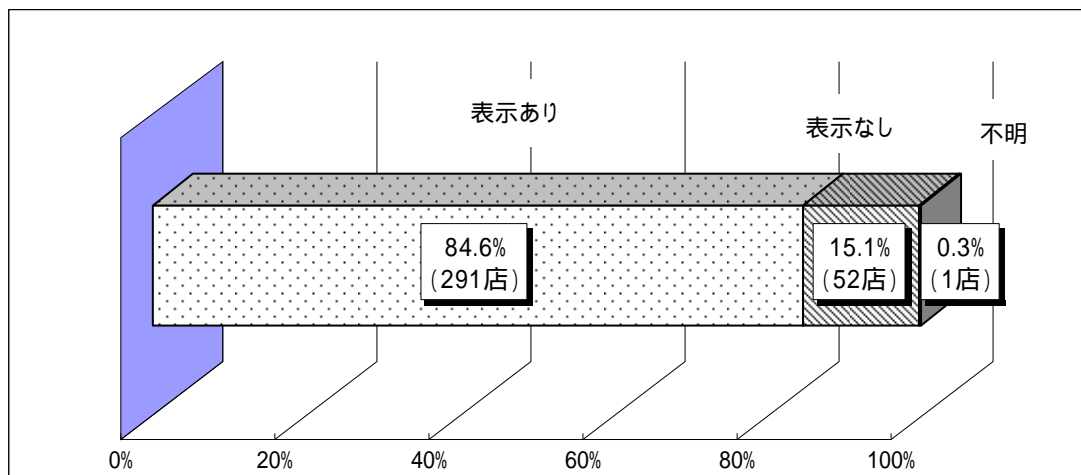


4 18歳未満者への販売や閲覧禁止の表示

有害図書類取扱店 344 店のうち、18 歳未満者への販売や閲覧禁止の表示を実施している店舗は 84.6% (291 店) であった (前年度 85.1%)。

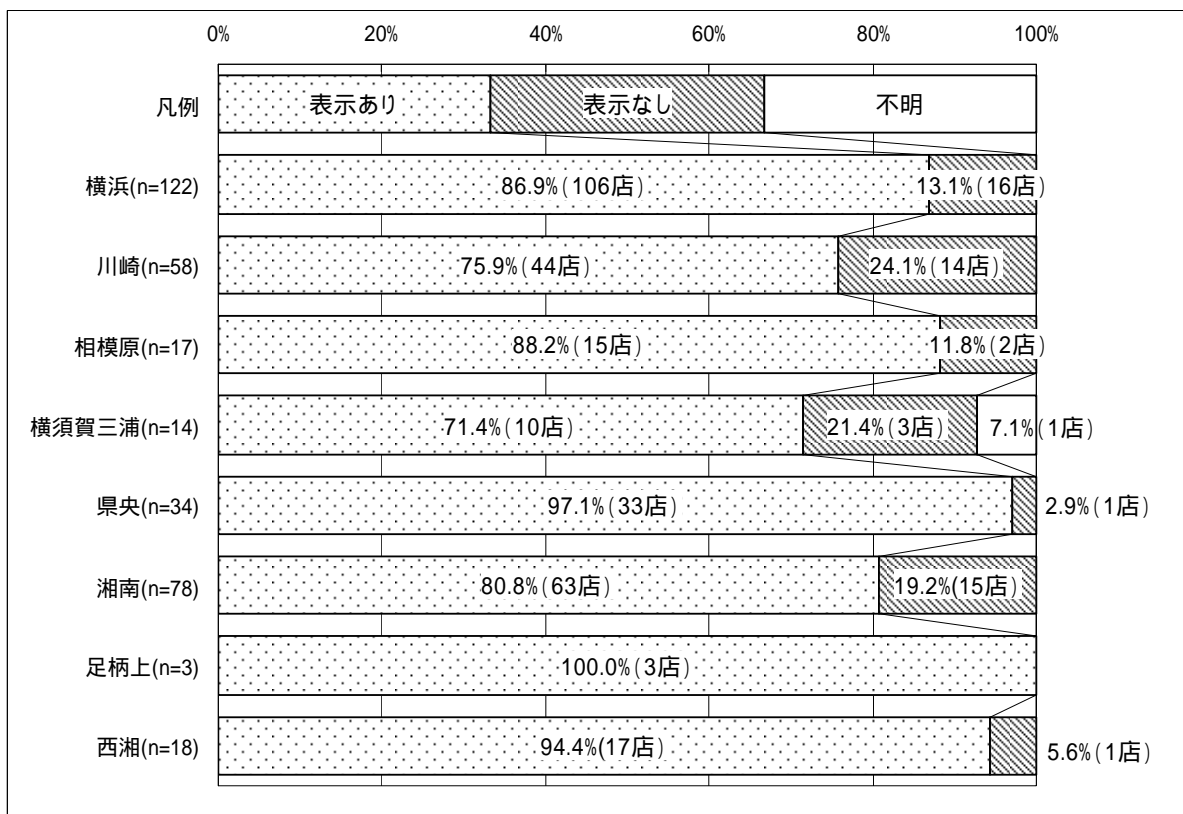
図表 4 - 1 18 歳未満者への販売・閲覧禁止の表示

n=344

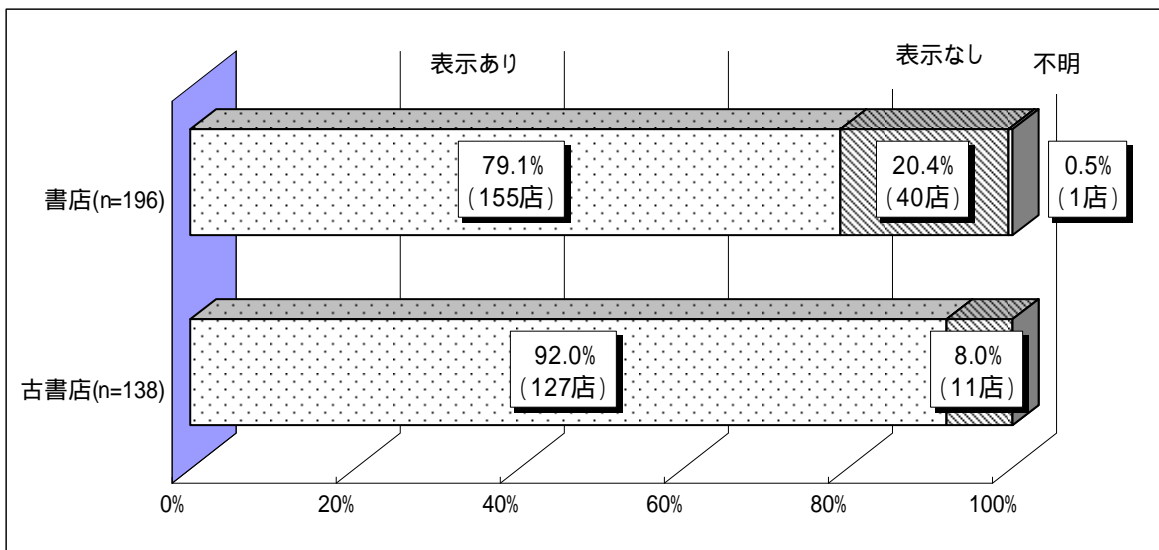


図表 4 - 2 地域別 18 歳未満者への販売・閲覧禁止の表示

n=344



図表 4 - 3 業種別 18 歳未満者への販売・閲覧禁止の表示



有害図書類を取り扱っている書店は調査実施店舗 338 店のうち 58.0% (196 店)、古書店は 176 店のうち 78.4% (138 店) であった。

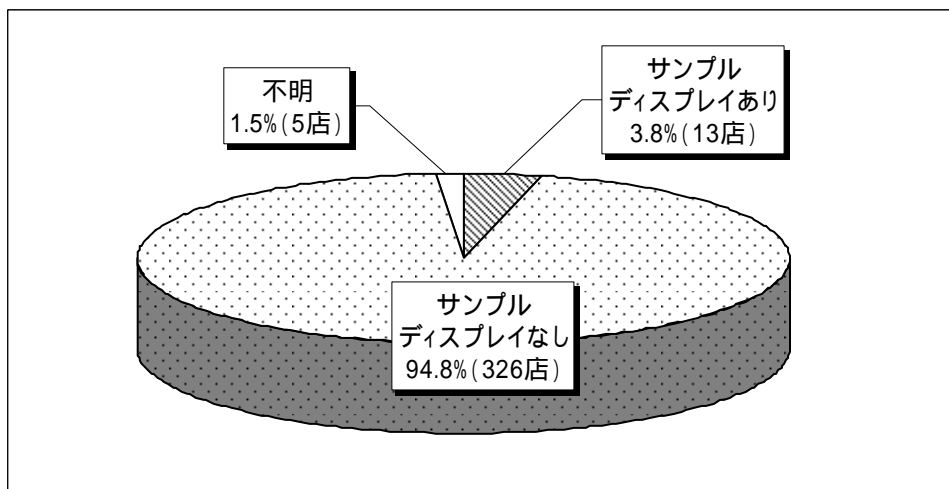
前年度の 18 歳未満への販売・閲覧禁止の表示実施率は、書店で 80.0%、古書店で 91.1% であった。

5 サンプルディスプレイの状況

有害図書類のサンプルディスプレイをしていない店舗は、有害図書類取扱店 344 店中 94.8% (326 店) であった (前年度 94.5%)。

図表 5 有害図書類のサンプルディスプレイの状況

n=344



集計表

表1-1

1 平成22年度調査結果(通年)

市 町 村 名	調査実施 店舗数 (書店、古 書店、そ の他)	調査実施 店舗数 (書店、古 書店、そ の他)			有害図書類販 売の有無		有害図書類の包装方法(複数可)							
		書店	古 書店	そ の他	有	無	(1)書籍				(2)雑誌			
							1 2か所 シール 止め	2 ビニー ル包 装	3 ひも掛 け	4 不明	1 2か所 シール 止め	2 ビニー ル包 装	3 ひも掛 け	4 不明
横 浜 市	159	81	64	14	122	37	21	78	12	0	30	84	15	0
川 崎 市	104	71	32	1	58	46	6	38	11	3	11	42	12	4
相 模 原 市	25	13	8	4	17	8	0	12	4	0	3	10	6	0
横須賀三浦	横 須 賀 市	2	2	0	0	2	0	0	0	0	1	1	1	0
	鎌 倉 市	20	14	5	1	6	14	2	4	2	1	1	3	2
	逗 子 市	6	4	2	0	1	5	0	1	1	0	0	1	1
	三 浦 市	5	4	1	0	4	1	3	1	0	0	3	1	2
	葉 山 町	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
	小 計	34	25	8	1	14	20	5	6	3	1	5	7	6
県 央	厚 木 市	12	9	3	0	9	3	2	7	2	0	2	6	2
	大 和 市	16	12	4	0	12	4	1	8	3	0	2	8	5
	海 老 名 市	6	3	3	0	3	3	0	0	0	0	0	3	0
	座 間 市	11	6	5	0	8	3	1	7	1	0	2	6	3
	綾 瀬 市	3	3	0	0	1	2	1	1	0	0	1	1	0
	愛 川 町	1	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0
	清 川 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	49	34	15	0	34	15	5	24	6	0	7	25	10
湘 南	平 塚 市	25	19	6	0	14	11	2	6	2	0	4	8	6
	藤 沢 市	44	26	16	2	22	22	3	13	8	0	3	15	11
	茅 ヶ 崎 市	20	12	8	0	10	10	2	9	1	0	3	9	2
	秦 野 市	20	16	4	0	16	4	2	4	1	0	11	8	4
	伊 勢 原 市	13	9	4	0	9	4	0	3	1	0	4	7	0
	寒 川 町	4	3	1	0	3	1	0	2	0	0	1	1	0
	大 磯 町	3	3	0	0	1	2	0	0	0	0	0	1	1
	二 宮 町	4	4	0	0	3	1	0	0	0	0	2	3	1
	小 計	133	92	39	2	78	55	9	37	13	0	28	52	25
足 柄 上	南 足 柄 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中 井 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	大 井 町	4	2	2	0	2	2	1	1	0	0	1	1	
	松 田 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	山 北 町	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
	開 成 町	2	2	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	
	小 計	7	5	2	0	3	4	1	1	0	1	1	1	
西 湘	小 田 原 市	24	16	8	0	16	8	3	9	0	0	3	13	1
	箱 根 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	真 鶴 町	2	1	0	1	2	0	0	0	0	2	0	0	
	湯 河 原 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小 計	26	17	8	1	18	8	3	9	0	0	5	13	
合 計	537	338	176	23	344	193	50	205	49	5	90	234	75	

表1 - 2

区名	調査実施 店舗数 (書店、古 書店、そ の他)	調査実施 店舗数 (書店、古 書店、そ の他)			有害図書類販 売の有無		有害図書類の包装方法(複数可)							
		書店	古書店	その他	有	無	(1)書籍				(2)雑誌			
							1 2か所 シール 止め	2 ビニー ル包 装	3 ひも掛 け	4 不明	1 2か所 シール 止め	2 ビニー ル包 装	3 ひも掛 け	4 不明
鶴見区	14	7	5	2	12	2	2	12	1	0	1	10	1	0
神奈川区	19	9	8	2	17	2	1	14	1	0	2	11	1	0
西区	13	10	3	0	3	10	1	2	0	0	1	2	0	0
中区	22	8	14	0	18	4	3	6	2	0	2	14	3	0
南区	9	4	4	1	9	0	2	5	0	0	3	6	0	0
港南区	7	3	4	0	6	1	0	2	0	0	2	3	1	0
保土ヶ谷区	11	3	5	3	8	3	0	5	0	0	2	6	0	0
旭区	9	5	2	2	3	6	1	2	0	0	1	1	0	0
磯子区	7	4	2	1	7	0	2	3	0	0	2	5	1	0
金沢区	4	4	0	0	4	0	0	2	1	0	1	3	1	0
港北区	14	10	3	1	9	5	4	8	3	0	5	5	3	0
緑区	4	2	2	0	4	0	0	3	1	0	1	2	0	0
青葉区	8	4	3	1	8	0	0	4	1	0	3	3	3	0
都筑区	3	2	1	0	3	0	1	2	1	0	0	3	0	0
戸塚区	6	2	3	1	3	3	1	3	0	0	1	3	0	0
栄区	6	2	4	0	6	0	2	3	1	0	2	5	1	0
泉区	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
瀬谷区	2	1	1	0	2	0	1	2	0	0	1	2	0	0
横浜市計	159	81	64	14	122	37	21	78	12	0	30	84	15	0
川崎区	20	14	6	0	14	6	2	10	5	0	5	11	4	0
幸区	10	9	1	0	3	7	0	1	0	0	2	1	0	0
中原区	26	18	8	0	17	9	2	11	4	0	2	13	5	1
高津区	14	9	5	0	5	9	1	3	1	2	1	1	1	2
宮前区	8	5	3	0	4	4	0	0	0	0	0	4	0	0
多摩区	15	8	6	1	11	4	1	9	1	1	1	8	1	1
麻生区	11	8	3	0	4	7	0	4	0	0	0	4	1	0
川崎市計	104	71	32	1	58	46	6	38	11	3	11	42	12	4
緑区	9	5	3	1	4	5	0	3	1	0	3	1	1	0
中央区	8	3	2	3	7	1	0	5	0	0	0	3	3	0
南区	8	5	3	0	6	2	0	4	3	0	0	6	2	0
相模原市計	25	13	8	4	17	8	0	12	4	0	3	10	6	0

表1-3

市 町 村 名	②有害図書類の区分陳列方法(複数可)						③18歳未満への販売や閲覧禁止の表示			④サンプルディスプレイの状況			閉店・休業・対象店舗外等	
	1 間仕切り等	2 60cm以上 離れた棚	3 10cm以上 張り出した仕 切り板	4 カウンターの 上や内側	5 区分陳列がされ ていない	6 不明	1 有	2 無	3 不明	1 有	2 無	3 不明		
横 浜 市	50	19	29	3	12	14	106	16	0	4	117	1	19	
川 崎 市	17	11	16	13	10	1	44	14	0	4	52	2	14	
相 模 原 市	2	3	14	3	1	0	15	2	0	1	16	0	0	
横 須 賀 三 浦	横 須 賀 市	0	0	0	0	2	0	1	1	0	0	2	0	0
	鎌 倉 市	0	0	2	3	1	1	4	1	1	2	4	0	0
	逗 子 市	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0
	三 浦 市	0	0	4	0	0	0	3	1	0	0	4	0	0
	葉 山 町	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0
	小 計	1	0	7	3	3	1	10	3	1	2	12	0	0
県 央	厚 木 市	1	1	6	0	1	0	8	1	0	0	8	1	4
	大 和 市	3	1	12	1	0	0	12	0	0	0	12	0	2
	海 老 名 市	0	3	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0
	座 間 市	2	1	6	0	0	0	8	0	0	0	8	0	0
	綾 瀬 市	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1
	愛 川 町	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0
	清 川 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	6	6	26	1	1	0	33	1	0	1	32	1	7
湘 南	平 塚 市	2	5	3	1	4	0	11	3	0	0	14	0	2
	藤 沢 市	5	1	10	3	4	0	19	3	0	1	21	0	6
	茅 ヶ 崎 市	3	1	4	1	2	0	8	2	0	0	10	0	0
	秦 野 市	0	1	7	0	8	0	11	5	0	0	16	0	0
	伊 勢 原 市	2	0	4	0	3	0	7	2	0	0	9	0	1
	寒 川 町	0	0	1	1	1	0	3	0	0	0	3	0	0
	大 磯 町	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0
	二 宮 町	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	3	0	1
小 計	13	8	32	6	22	0	63	15	0	1	76	1	10	
足 柄 上	南 足 柄 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中 井 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大 井 町	0	1	1	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0
	松 田 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	山 北 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	開 成 町	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0
	小 計	1	1	1	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0
西 湘	小 田 原 市	5	1	9	1	2	0	15	1	0	0	16	0	3
	箱 根 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	真 鶴 町	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	2	0	0
	湯 河 原 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計	5	1	9	1	4	0	17	1	0	0	18	0	3	
合 計	95	49	134	30	53	16	291	52	1	13	326	5	53	

表1-4

区名	②有害図書類の区分陳列方法(複数可)						③18歳未満への販売や閲覧禁止の表示			④サンプルディスプレイの状況			閉店・休業・対象店舗等
	1 間仕切り等	2 60cm以上 離れた棚	3 10cm以上 張り出した仕 切り板	4 カウンターの 上や内側	5 区分陳列がされ ていない	6 不明	1 有	2 無	3 不明	1 有	2 無	3 不明	
鶴見区	4	6	1	0	0	1	10	2	0	1	11	0	0
神奈川区	5	3	7	1	0	2	15	2	0	0	17	0	2
西区	2	0	0	0	0	1	3	0	0	0	3	0	1
中区	9	4	1	0	4	0	16	2	0	0	18	0	0
南区	4	0	2	1	2	0	7	2	0	0	9	0	1
港南区	3	0	1	0	0	2	5	1	0	0	6	0	1
保土ヶ谷区	4	0	3	0	0	1	7	1	0	1	6	1	3
旭区	2	0	0	0	0	1	3	0	0	0	3	0	3
磯子区	2	1	0	0	4	0	4	3	0	1	6	0	2
金沢区	0	1	2	0	1	0	2	2	0	0	4	0	1
港北区	4	1	5	0	1	0	9	0	0	0	9	0	1
緑区	0	0	1	0	0	3	4	0	0	0	4	0	0
青葉区	3	2	1	0	0	2	7	1	0	0	8	0	4
都筑区	2	0	1	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0
戸塚区	2	1	0	0	0	0	3	0	0	1	2	0	0
栄区	3	0	4	1	0	0	6	0	0	0	6	0	0
泉区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
瀬谷区	1	0	0	0	0	1	2	0	0	0	2	0	0
横浜市計	50	19	29	3	12	14	106	16	0	4	117	1	19
川崎区	5	5	4	4	0	0	9	5	0	1	13	0	5
幸区	1	0	0	0	2	0	2	1	0	0	3	0	1
中原区	4	5	6	5	3	0	11	6	0	2	14	1	4
高津区	2	0	2	1	0	0	5	0	0	0	5	0	1
宮前区	1	0	1	0	2	0	4	0	0	0	4	0	1
多摩区	2	1	3	2	2	1	9	2	0	0	10	1	1
麻生区	2	0	0	1	1	0	4	0	0	1	3	0	1
川崎市計	17	11	16	13	10	1	44	14	0	4	52	2	14
緑区	0	2	2	0	0	0	3	1	0	0	4	0	0
中央区	1	0	6	0	1	0	7	0	0	0	7	0	0
南区	1	1	6	3	0	0	5	1	0	1	5	0	0
相模原市計	2	3	14	3	1	0	15	2	0	1	16	0	0

平成 22 年度「有害図書類区分陳列等調査」のあらまし

1 平成 22 年度「有害図書類区分陳列等調査」の概要

1 趣旨

神奈川県では、これまで市町村、青少年関係団体等と連携し、青少年の健全育成や、青少年を取り巻く社会環境の健全化に向けた様々な取組を進めてまいりました。

有害図書類区分陳列等調査は、平成 17 年の青少年保護育成条例改正により、有害図書類の区分陳列が強化されたことを受け、青少年が日常的に出入りする図書類販売店舗での区分陳列状況を把握し、店舗への立入調査や業界団体への要請、周知等を行う基礎資料とするため、平成 18 年度から行っているものです。

当初は、書店、古書店、コンビニエンスストアを調査対象店舗としていましたが、平成 20 年度から書店及び古書店を対象としています。

なお、コンビニエンスストアについては、これまでの調査結果や市町村が自主的に行う調査に基づき、県や市町村が調査や指導を行うとともに、本部・本社等に対して必要な要請等を行うなどの対応を図って、引き続き有害図書類区分陳列の徹底を進めていきます。

また、調査結果につきましては、関係業界の自主的取組の促進等、今後の青少年の社会環境健全化に向けた県の施策に反映させるとともに、各市町村における社会環境健全化に向けた様々な取組にも活用されます。

2 調査の内容

各店舗における次の項目を調査していただきます。

- (1) 有害図書類の販売の有無及び陳列状況
- (2) 有害図書類の青少年への販売・閲覧制限の旨の掲示の状況

3 調査実施者

県内各地域で、青少年の健全育成、環境健全化に取り組まれていらっしゃる青少年関係団体等の方々の中から、市町村がそれぞれの取組状況に応じて調査の協力を依頼することとします。

4 調査対象店舗

県が市町村に別途お示しする「対象店舗一覧」をベースに、各市町村が選定します。

5 調査の頻度

調査は、原則年 1 回以上（必要があれば複数回）お願いします。

6 調査票の提出

調査結果を記載した調査票は、調査実施後、各市町村の当該調査主管課に提出していただきます。また、各市町村は、調査結果を取りまとめの上、所管の地域県政総合センターに報告していただきます。（各市町村（横浜市・川崎市を除く）の提出先は別紙のとおり）

なお、有害図書類の区分陳列に係る権限の移譲を受けた市町（横浜市、川崎市、藤沢市、南足柄市、葉山町、開成町、湯河原町）が同様の調査を実施した場合は、県内全域の区分陳列状況を把握し、関係業界と協議を進める資料として、県にも結果の提供をお願いします。

2 平成 22 年度「有害図書類区分陳列等調査」の工程

	県青少年課	各市町村調査担当主管課	調査実施団体
22 年 4 月	・ あらまし、調査票等の作成		
5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各市町村の調査実施団体・調査対象店舗確認 ・ 各市町村、調査実施団体あて依頼（あらまし、Q&A、啓発チラシ、対象店舗一覧送付） ・ 21 年度調査結果送付 ・ 関係業界に対する調査協力周知（・前年度調査に基づく申入れ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各調査実施団体等との調整 ・ 調査対象店舗の確認 	
6 月	・ 例示通知により調査対象店舗に調査実施周知		
7 月			・ <u>前期調査実施</u> （～ 9 月末）
8 月			・ 随時市町村へ調査票を提出
9 月		・ 調査票とりまとめ	
10 月	・ 例示通知により調査対象店舗に調査実施周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査票提出 ・ 各市町村(各県政総合センターあて) ・ 各県政総合センターから県青少年課あて提出 ・ 権限移譲市町から調査結果の提供 	・ <u>後期調査実施</u> （～ 3 月末）
11 月	・ 中間集計作成・送付		・ 随時市町村へ調査票を提出
12 月	・ 次年度調査の検討		
23 年 1 月			
2 月	・ 例示通知により調査対象店舗に調査実施周知		
3 月		・ 調査票とりまとめ	
4 月		<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査票提出 ・ 各市町村(各県政総合センターあて) ・ 各県政総合センターから県青少年課あて提出 ・ 権限移譲市町から調査結果の提供 	
5～6 月	・ 集計作成・送付		

有害図書類の指定及び販売等の禁止

第7条

●だれでも、有害な図書類として個別指定されたり、包括指定に当てはまる図書類を、青少年に売ったり、与えたり、貸したり、見せたり、聴かせたりしてはいけません。

1 書籍、雑誌

全裸、半裸、もしくはこれらに近い状態での卑わいな姿態または性交、もしくはこれに類する性行為を被写体とした写真または描写した絵を載せたページ（表紙を含む。）の数が、20ページ以上であるもの、または総ページ数の5分の1以上を占めるもの。

2 ビデオテープ、DVD、ビデオディスク

①と同じ卑わいな姿態等を描写した場面が全体で3分を超えるもの。

●図書類とは

書籍、雑誌、文書、絵画、写真、ビデオテープ、DVD、ビデオディスク、録音テープ、録音盤、フロッピーディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類するもので規則で定めるものをいいます。
※ ゲームソフトも図書類になります。

●個別指定とは

図書類の内容が著しく性的感情を刺激したり、残虐性があると認められるものを知事が青少年に有害なものとして個別に指定することをいいます。

●包括指定とは

知事が個別指定しなくとも、左記のようなものは有害図書類となります。



★違反すると、
30万円以下の
罰金

注) 今回の調査では、「2か所のシール止め」、「ひも掛け」等により容易に閲覧できない状態の図書類を有害図書類とみなしていません。

有害図書類の陳列場所の制限

第8条

●書店、古書店、コンビニエンスストア、レンタルビデオ店等では、成人向けの本、アダルトビデオなど有害図書類を陳列しようとするときは、次の方法で他の図書類と区別して、店内の監視の目がとどく場所に置かなければなりません。

●さらに、有害図書類の陳列場所には、下のような表示を見やすい文字で掲示しなければなりません。

18歳未満の方に対し、ここに陳列してある書籍、雑誌を販売したり閲覧させることは禁止されています。

有害図書類を陳列する方法

(平成17年10月1日施行)

次のいずれかの方法で陳列しなければなりません。



1 扉裏、開仕切り、ついたて等で隔離

2 レジの上または内側の端所にまとめて陳列

3 ビニール包みやひもかけなどで、容易に閲覧できないように規則による方法でまとめておく。



★違反すると、
改善の勧告をし、
この勧告に従わない場合、改善の期限を定めて知事が改善命令をします。この命令に従わないと30万円以下の罰金

★また、この命令に従わないときは、知事は、その者の氏名等を公表することができます。

4 有害図書類区分陳列等調査票

(記入例)

平成22年度 有害図書類区分陳列等調査票

1	調査年月日	22年 月 日	市町村名	市
	店舗番号	(28) - ()	営業区分	1 書店 2 古書店 その他()
2	店舗名	書店		
	店舗所在地	(新規・変更のみ記入)	市・町・村	

有害図書類販売物(複数可)の有無及び包装方法

*この調査では、「2か所のシール止め」「ひも掛け」等により容易に閲覧できない状態の図書類を有害図書類とみなします。

1 有

(1) 書籍(本)

(2) 雑誌

- ア 2か所シール止め
- イ ビニール(ポリ袋)包装
- ウ ひも掛け

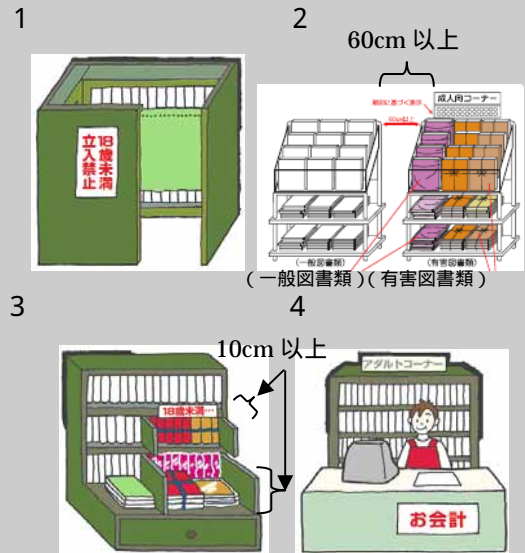
3

- ア 2か所シール止め
- イ ビニール(ポリ袋)包装
- ウ ひも掛け

2 無

有害図書類の区分陳列方法(複数可)

- 4
- 1 間仕切り等により仕切られた場所で、かつ、内部を容易に見通すことのできない措置が取られた場所に有害図書類をまとめて陳列
 - 2 他の図書の棚と60cm以上離れた棚にまとめて陳列
 - 3 10cm以上張り出した仕切り板の中にまとめて陳列(成人図書コーナー等仕切り板など)
 - 4 従業員が常駐するカウンターの上や内側にまとめて陳列
 - 5 区分陳列がされていない



18歳未満への販売や閲覧禁止の表示

1 有 2 無

5

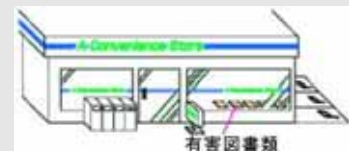
有害図書類サンプルディスプレイ(店の外から見える場所に陳列)の状況

1 有

2 無

6

- ア 2か所シール止め (サブディスプレイの例)
- イ ビニール(ポリ袋)包装
- ウ ひも掛け



備考 (調査協力への店舗の対応 無(調査協力拒否等))

7

店舗番号 対象店舗一覧表による番号を記載願います。

店舗所在地 新規・変更があった場合のみ地番まで記載願います。

有害図書類販売物（複数可）の有無及び包装方法

販売されている有害図書類について、包装方法に をつけて下さい。

本調査においては、書籍・雑誌等に2か所のシール止め・ビニール包装・ひも掛け等がされている図書類を有害図書類とみなします。（パチンコ雑誌、競馬雑誌、包装等していない週刊誌等は本調査における有害図書類にあたりません。）

ただし、これらの図書類のうち、雑誌の付録等が散乱しないためのビニール包装等であり、明らかに有害図書と思われないものは除きます。

（なお、有害図書類と思われるもので、包装や区分陳列がされていないものは、調査票の備考欄に書籍・雑誌の名称、出版社名を記載願います。）

有害図書類の区分陳列方法（複数可）

調査票のイラストを参考に、区分陳列方法に を記入してください。

なお、店舗の自主規制として仕切板の内側にパチンコ雑誌、競馬雑誌、包装等していない週刊誌等成人向け図書類を配架している場合は混在しているとみなしません。

18歳未満への販売や閲覧禁止の表示

有害図書類の陳列場所には、青少年に販売や閲覧が禁止されていることを見やすい場所に容易に判断できる大きさの文字で掲示しなければいけません。

（例：18歳未満の方に対して、ここに陳列してある書籍・雑誌を販売したり、閲覧させることは禁止されています。）

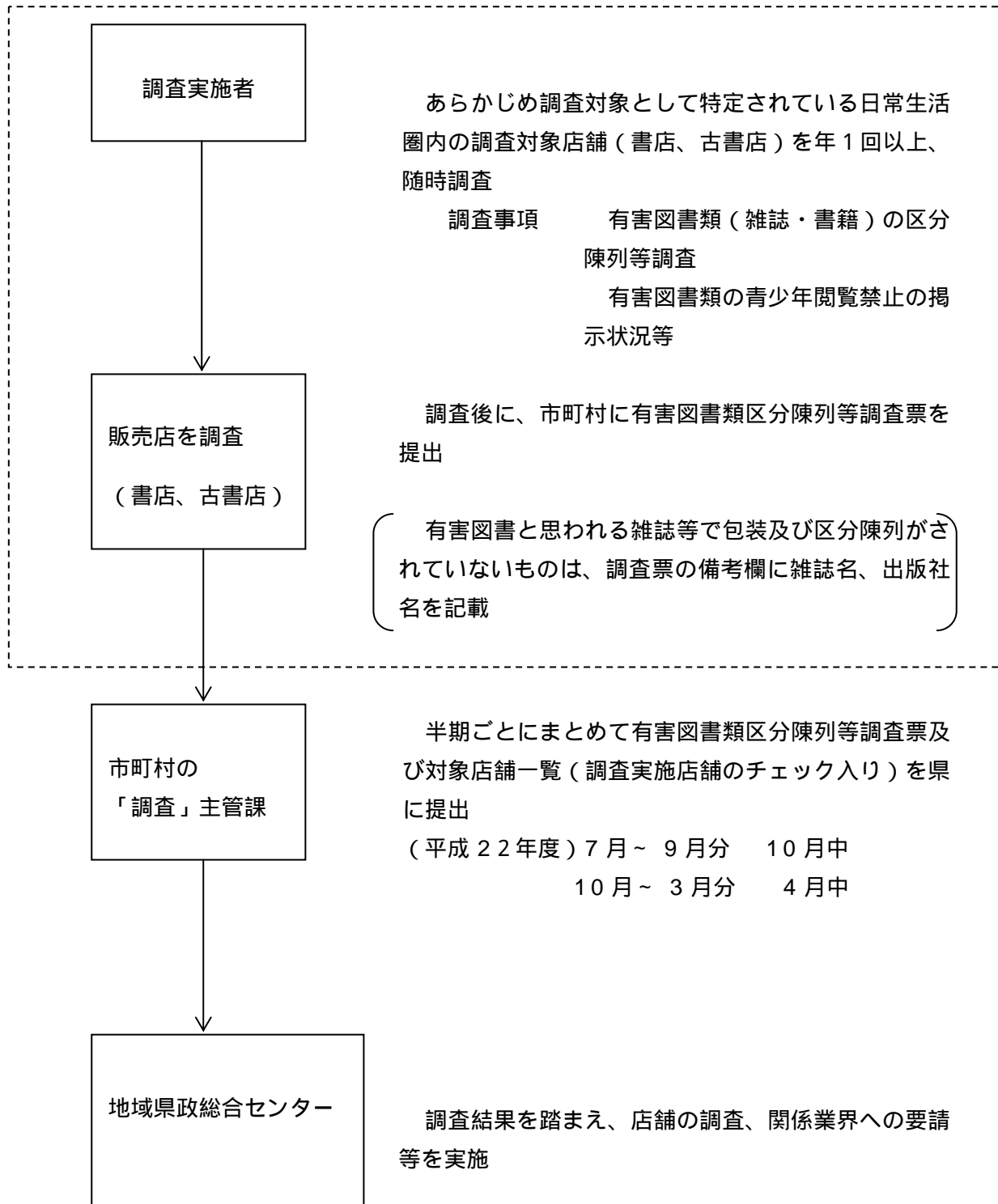
有害図書類サンプルディスプレイ（店の外から見える場所に陳列）の状況

有害図書類の表紙が店の外からガラス面を通して見えるように陳列されているかどうかを確認してください。記入の際には、サンプルディスプレイされている有害図書類の包装方法に を記入してください。

調査により、対象店舗が廃業・営業区分等の変更をしていた場合は、備考欄にその旨記載願います。また、周辺に新たに店舗が開業した場合も、その旨記載願います。

5 調査の流れ

調査実施者の皆様にお願する業務



6 店舗での調査フロー

